



一般社団法人 日本地下鉄協会

## 地下鉄短信（第323号）平成29年12月21日発行

編集（一社）日本地下鉄協会 責任者 向田正博  
電話 03-5577-5182(代) FAX 03-5577-5187



### 記事 ○平成30年度 国土交通省税制改正概要（抜粋）

#### ○ 平成30年度の国土交通省における税制改正の概要がまとめました。

今回の税制改正に際して、当協会として要望した「大阪市交通局の民営化に伴う、大阪市及びその近郊の区域における市街地トンネルに係る固定資産税について非課税措置の適用対象の拡充」が認められるなどの措置が講じられたほか、鉄道事業関係の税制改正内容は別添資料のとおりです。

（別添資料参照）

#### 【お知らせ】

★協会HPに、新しい資料を追加しました。

【国の動き】「平成30年度国土交通省税制改正概要」並びに「平成30年度地方財政対策について（大臣合意ポイント）」関係資料を掲載しました。

【協会の行事】平成30年1月25日（木）に「講演会」及び「賀詞交歓会」を開催します。

（注）必要に応じ、社内へ転送、回覧などをお願いします。

配信先を変更又は追加した方がよい場合は、新しい配信先の職名、氏名及びメールアドレスをお知らせ下さい。

本短信について、ご意見をお寄せ下さい。

連絡先：mukaida@jametro.or.jp

平成 30 年度  
国土交通省税制改正概要  
( 括 粋 )



国土交通省

平成 29 年 12 月  
国土交通省

# 目 次

平成30年度国土交通省税制改正概要（主要項目） ..... 1

平成30年度国土交通省税制改正概要（主要項目の概要） ..... 2

## 平成30年度国土交通省税制改正事項 説明資料

### I. 豊かな暮らしの実現と地域の活性化

○新築住宅に係る税額の減額措置の延長	6
○認定長期優良住宅に係る特例措置の延長	7
○買取再販で扱われる住宅の取得等に係る特例措置の延長・拡充	8
○既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・長期優良住宅化リフォームに係る特例措置の延長	9
○居住用財産の買換え等に係る特例措置の延長	10
○国内線航空機に係る特例措置の延長	11
○ <u>鉄道事業再構築事業に係る特例措置の延長</u>	12
○都市のスponジ化（低未利用土地）対策のための特例措置の創設	13
○都市農地の保全のための制度充実に伴う所要の措置	14

### II. 成長力・国際競争力の強化

○土地に係る固定資産税の負担調整措置及び条例減額制度の延長	15
○土地等に係る不動産取得税の特例措置の延長	16
○工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税の特例措置の延長	17
○外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充	18
○外国人旅行者向け免税制度における手続きの電子化	19
○国際クルーズ拠点を形成する港湾等において整備された旅客施設等に係る固定資産税等の非課税措置の明確化	20
○次世代の観光立国実現に向けた観光促進のための国際観光旅客税（仮称）の創設	21
○物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の延長	22
○JR貨物が取得した新規製造車両に係る特例措置の延長	23
○成田国際空港株式会社の事業用資産に係る特例措置の延長	24
○国際船舶に係る特例措置の延長	25
○民間施設直結スマートインターチェンジ整備に係る非課税措置の創設	26
○ <u>軽油引取税の課税免除の特例措置の延長</u>	27

### III. 安全・安心な社会の実現

○先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る特例措置の拡充・延長	28
○バリアフリー車両に係る特例措置の延長	29
○ <u>鉄道駅等のバリアフリー施設に係る特例措置の延長</u>	30
○津波避難施設に係る特例措置の拡充・延長	31
○ <u>鉄道の耐震対策に係る特例措置の拡充・延長</u>	32
○港湾の耐震対策の推進のための特例措置の拡充・延長	33

### IV. 主要項目以外の項目

.....	34
-------	----

## I 豊かな暮らしの実現と地域の活性化

### 1. 住まいの質の向上・無理のない負担での住宅の確保

- ① 新築住宅に係る税額の減額措置の延長(固定資産税)
- ② 認定長期優良住宅に係る特例措置の延長(登録免許税・不動産取得税・固定資産税)
- ③ 買取再販で扱われる住宅の取得等に係る特例措置の延長・拡充(登録免許税・不動産取得税)
- ④ 既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・長期優良住宅化リフォームに係る特例措置の延長(固定資産税)
- ⑤ 居住用財産の買換え等に係る特例措置の延長(所得税・個人住民税)

### 2. 地域交通ネットワークの構築

- ① 国内線航空機に係る特例措置の延長(固定資産税)
- ② 鉄道事業再構築事業に係る特例措置の延長(固定資産税等)

### 3. 都市の魅力の向上

- ① 都市のスponジ化(低未利用土地)対策のための特例措置の創設(所得税・登録免許税・不動産取得税・固定資産税等)
- ② 都市農地の保全のための制度充実に伴う所要の措置(相続税・固定資産税等)

## II 成長力・国際競争力の強化

### 1. 不動産市場の活性化

- ① 土地に係る固定資産税の負担調整措置及び条例減額制度の延長(固定資産税等)
- ② 土地等に係る不動産取得税の特例措置の延長(不動産取得税)
- ③ 工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税の特例措置の延長(印紙税)

### 2. 観光先進国の実現

- ① 外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充(消費税・地方消費税)
- ② 外国人旅行者向け免税制度における手続きの電子化(消費税・酒税・地方消費税)
- ③ 国際クルーズ拠点を形成する港湾等において整備された旅客施設等に係る固定資産税等の非課税措置の明確化(固定資産税等)
- ④ 次世代の観光立国実現に向けた観光促進のための国際観光旅客税(仮称)の創設

### 3. 産業の生産性・国際競争力の確保・強化

- ① 物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の延長(法人税・固定資産税等)
- ② JR貨物が取得した新規製造車両に係る特例措置の延長(固定資産税)
- ③ 成田国際空港株式会社の事業用資産に係る特例措置の延長(固定資産税)
- ④ 国際船舶に係る特例措置の延長(登録免許税・固定資産税)
- ⑤ 民間施設直結スマートインターチェンジ整備に係る非課税措置の創設(登録免許税)
- ⑥ 軽油引取税の課税免除の特例措置の延長(軽油引取税)

## III 安全・安心な社会の実現

### 1. 交通運輸における安全・安心の確保

- ① 先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る特例措置の拡充・延長(自動車重量税・自動車取得税)
- ② バリアフリー車両に係る特例措置の延長(自動車重量税)
- ③ 鉄道駅等のバリアフリー施設に係る特例措置の延長(固定資産税等)

### 2. 災害に強い強靭な国土・地域づくり

- ① 津波避難施設に係る特例措置の拡充・延長(固定資産税)
- ② 鉄道の耐震対策に係る特例措置の拡充・延長(固定資産税)
- ③ 港湾の耐震対策の推進のための特例措置の拡充・延長(法人税・固定資産税)

# 平成30年度国土交通省税制改正概要(主要項目の概要)

## I . 豊かな暮らしの実現と地域の活性化

### 1. 住まいの質の向上・無理のない負担での住宅の確保

- ①新築住宅に係る固定資産税の減額措置(戸建て3年間、マンション5年間:1/2 減額)の2年間延長
- ②認定長期優良住宅の普及促進を目的とした以下の特例措置の2年間延長
  - ・登録免許税:所有権保存登記(一般住宅 0.15%→0.1%)、所有権移転登記(一般住宅 0.3%→戸建て 0.2%、マンション 0.1%)
  - ・不動産取得税:課税標準からの控除額の特例(一般住宅 1,200 万円→1,300 万円)
  - ・固定資産税:新築住宅特例(1/2 減額)の適用期間を延長(戸建て3年→5年、マンション5年→7年)
- ③買取再販事業者により一定の質の向上のための改修工事が行われた既存住宅を取得した場合の特例措置の延長・拡充
  - ・買主に対する登録免許税の特例措置(所有権移転登記:一般住宅 0.3%→0.1%)の2年間延長
  - ・買取再販事業者が一定のもの用に供する敷地を取得した場合の不動産取得税を減額
- ④住宅ストックの性能向上を図るため、以下の住宅リフォームをした場合の固定資産税の特例措置の2年間延長
  - ・耐震改修:工事の翌年度 1/2 減額(特に重要な避難路として自治体が指定する道路の沿道にある住宅の場合は工事の翌年度から2年間 1/2 減額)
  - ・バリアフリー改修:工事の翌年度 1/3 減額
  - ・省エネ改修:工事の翌年度 1/3 減額
  - ・長期優良住宅化改修:耐震改修又は省エネ改修を行った住宅が認定長期優良住宅に該当することとなった場合、工事の翌年度 2/3 減額
- ⑤居住用財産の買換え等に係る特例措置(譲渡益に係る課税繰延べ、譲渡損に係る損益通算及び繰越控除)の2年間延長

### 2. 地域交通ネットワークの構築

- ①国内路線に就航する航空機に係る固定資産税の特例措置(大型機:課税標準3年間 2/3 等)の2年間延長
- ②地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく鉄道事業再構築事業を実施する路線において取得した鉄道施設に係る固定資産税等の特例措置(課税標準5年間 1/4)の2年間延長

### 3. 都市の魅力の向上

- ①低未利用土地が都市内にランダムに生じる「都市のスポンジ化」への対策のための制度創設に伴う特例措置の創設等
- 1)立地誘導促進施設協定(仮称)に基づき整備し、都市再生推進法人が管理する公共施設等(道路、広場等)に係る固定資産税等の特例措置(課税標準2/3に軽減)の創設
  - 2)低未利用土地権利設定等促進計画(仮称)に基づく土地等の取得等に係る流通税の軽減措置の創設
    - ・登録免許税:地上権等の設定登記等(本則1%→0.5%)、所有権の移転登記(本則2%→1%)
    - ・不動産取得税:課税標準1/5控除
  - 3)都市再生推進法人に低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る軽減税率等の適用(所得税・法人税・個人住民税等)
- ②都市農地の保全のための制度充実に伴う所要の措置(相続税・固定資産税等)
- 1)都市計画決定後30年が経過する生産緑地のうち、特定生産緑地に指定されたものに対する現行の特例措置(固定資産税等:農地評価及び農地課税、相続税等:納税猶予)の適用及び特定生産緑地に指定されないものに対する5年間の激変緩和措置等の適用(固定資産税、相続税等)
  - 2)田園居住地域内の農地(300m<sup>2</sup>を超える部分)に対する固定資産税等の評価額を1/2に軽減する特例措置の適用及び相続税・贈与税等の納税猶予の適用

## **II. 成長力・国際競争力の強化**

### 1. 不動産市場の活性化

- ①土地に係る固定資産税の負担調整措置及び条例減額制度の3年間延長
- ・商業地等及び住宅用地について、負担水準をもとに今年度課税標準額を決定し、評価替えによる価格の上昇に伴う税負担の激変を緩和する措置(負担調整措置)を維持
  - ・商業地等について、課税標準額を評価額の60~70%の範囲で条例で定める値とした場合の税額を上限として、当該税額の超過部分を減額
  - ・商業地等及び住宅用地について、課税標準額を前年度課税標準額に1.1以上で条例で定める割合を乗じて得た値とした場合の税額を上限として、当該税額の超過部分を減額
- ②土地等に係る不動産取得税の特例措置の延長
- ・宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例措置(1/2)の3年間延長
  - ・住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の軽減税率(本則4%→3%)の3年間延長
- ③工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税の特例措置(軽減割合20~50%)の2年間延長

## 2. 観光先進国の実現

- ①外国人旅行者向け消費税免税制度の免税対象要件について、一般物品についても特殊包装を行う等を条件に、一般物品と消耗品の合算が認められるよう措置
- ②外国人旅行者向け免税制度について、免税手続き（購入記録票の提出等）の電子化を措置
- ③国の無利子貸付を受けて整備された旅客施設等及び官民連携による国際クルーズ拠点を形成する港湾において整備された旅客施設等に係る固定資産税等について、国及び地方公共団体等が無償で当該施設等を使用する場合の非課税措置の明確化
- ④「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げた訪日外国人旅行者数 2020 年 4,000 万人をはじめとする目標達成に向け、今後さらに増加する観光需要に対して、高次元で観光施策を実行するために必要となる国の財源を確保するため、観光促進のための税として、国際観光旅客税(仮称)を創設

## 3. 産業の生産性・国際競争力の確保・強化

- ①物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の2年間延長
  - ・倉庫用建物等：法人税等の割増償却（5年間 10%）、固定資産税等の特例措置（課税標準5年間 1/2 等）
  - ・貨物用鉄道車両等：固定資産税の特例措置（課税標準5年間 2/3 等）
- ②JR 貨物が鉄道貨物輸送の効率化のために取得した高性能車両に係る固定資産税の特例措置（課税標準5年間 3/5）の2年間延長
- ③成田国際空港株式会社の事業用資産に係る固定資産税等の特例措置（課税標準 7/8）について見直し（課税標準 9/10）等を行った上で、2年間延長
- ④国際船舶に係る特例措置の延長
  - ・国際船舶の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（本則 4/1000→特例 3.5/1000）の2年間延長
  - ・国際船舶に係る固定資産税の特例措置（課税標準 1/18）について、要件を一部見直した上で、3年間延長
- ⑤民間事業者が民間施設直結スマート IC の用に供する土地を取得した場合において、民間事業者に課される登録免許税の非課税措置（所有権移転登記：本則 20/1000）を創設
- ⑥船舶、鉄道、建設機械等の動力用軽油に係る軽油引取税の課税免除の特例措置の延長
  - ・小型旅客船等、港湾整備等に従事する作業船、海上保安庁の船舶、非電化区間の鉄道等、建設機械、港湾運送事業者・倉庫業者・鉄道貨物利用運送事業者等が使用する荷役機械、空港内の特殊車両及びゲレンデ整備車等の動力用の軽油に係る軽油引取税の課税免除の特例措置の3年間延長

### **III. 安全・安心な社会の実現**

#### **1. 交通運輸における安全・安心の確保**

- ①先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る特例措置(自動車重量税:1装置装着時・初回50%軽減等、自動車取得税:1装置装着時・取得価額から350万円控除等)について、適用対象となる装置の拡充(車線逸脱警報装置を追加)を行った上で、自動車重量税の特例措置の3年間延長
- ②バリアフリー車両(ノンステップバス、リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシー)に係る自動車重量税の特例措置(初回免税)の3年間延長
- ③鉄道事業者等が取得するバリアフリー施設(エレベーター、ホームドア等)に係る固定資産税等の特例措置(課税標準5年間2/3)の2年間延長

#### **2. 災害に強い強靭な国土・地域づくり**

- ①津波災害警戒区域において管理協定が締結された避難施設に係る固定資産税の特例措置について、適用対象となる避難施設の拡充(指定避難施設を追加)及び償却資産の拡充(防災用倉庫、防災用ベンチ及び非常用電源設備を追加)を行った上で、3年間延長
  - ・協定避難施設又は同施設に附属する償却資産:5年間、課税標準を市町村の条例で定める割合(1/2を参酌)に軽減
  - ・指定避難施設又は同施設に附属する償却資産:5年間、課税標準を市町村の条例で定める割合(2/3を参酌)に軽減
- ②首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る固定資産税の特例措置(課税標準5年間2/3)について、適用対象となる鉄道施設の拡充(ロッキング橋脚を有する橋りょうを追加)及び見直しを行った上で、2年間延長
- ③港湾の耐震対策の推進のための特例措置(法人税:特別償却20%、固定資産税:課税標準5年間2/3)について、南海トラフ地震防災対策推進地域及び首都直下地震緊急対策区域にあり、緊急確保航路に接続する港湾において耐震改修を行った民有護岸等への適用税率の拡充(法人税:特別償却22%、固定資産税:課税標準5年間1/2)及びその他地域の耐震改修を行った民有護岸等への適用税率の見直し(法人税:特別償却18%、固定資産税:課税標準5年間5/6)等を行った上で、法人税の特例措置は5年間、固定資産税の特例措置は3年間延長

# 平成30年度国土交通省税制改正

## 説明資料

## 鉄道事業再構築事業に係る特例措置の延長(固定資産税・都市計画税)

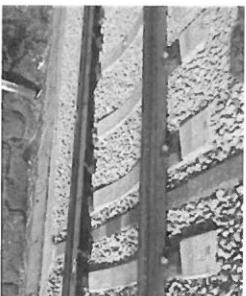
地域公共交通活性化・再生法に基づき、鉄道事業再構築事業を実施することにより、地域の暮らしを支える地域鉄道の維持・活性化を図る。

### 施策の背景

- 地域鉄道を取り巻く経営環境が年々厳しさを増す中、鉄道事業者による利用促進策や合理化努力も限界に達しつつあり、路線の廃止に至る例が全国各地で出てきている。
- こうした状況を踏まえ、平成19年5月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が制定され、創意工夫をして鉄道の再構築に主体的に取り組む地域を、国として総合的かつ強力に支援することにより、地域の暮らしを支える地域鉄道の再生・再構築を推進してきたところであり、本特例措置が必要不可欠である。

### 【予算措置(特例の対象)】

- 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業 【補助率】1／3  
平成25年度から鉄道事業再構築事業を実施する事業者に対する補助率を1／2に拡充  
※ 補助対象設備  
・線路設備、電路設備、停車場設備 等
- インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業 【補助率】1／3  
※ 補助対象設備  
・車両設備(インバウンド対応のものに限る)



- 線路設備
- 電路設備
- (軌道改良(PCまくら木化)) (自動列車停止装置(ATS))
- 車両の更新

### 要望の結果

#### 特例措置の内容

【固定資産税・都市計画税】 地域鉄道の輸送の維持・活性化のため、鉄道事業再構築事業(自治体が鉄道用地を保有する等の事業構造の変更)を実施する鉄道事業者が、国の補助(地域公共交通確保維持改善事業費補助金等)を受けて整備した安全性の向上に資する償却資産(線路設備、電路設備、車両)等について、課税標準を5年間1／4に軽減

### 結果

- ・現行の措置を2年間(平成30年4月1日～平成32年3月31日)延長する。

# 軽油引|取税の課税免除の特例措置の延長（軽油引|取税）

## 施策の背景

### 1. 船舶運航事業者等の船舶の動力源

船舶運航事業者は中小零細事業者が多く、厳しい経営環境にある中で、営業費用の2割以上を占める燃料費の負担増は経営に直接的かつ深刻な影響を与える、特に地域住民の移動手段の確保や生活物資の安定供給等、地域交通網の維持ひいては地域経済に重大な影響を及ぼすため、本特例措置の延長が必要。

また、内航貨物船、外航日本船舶、官用船、訓練船、自家用船舶等についても本特例措置の延長が必要。



### 2. 港湾整備等に従事する作業船の動力源

港湾整備等には、浚渫船などの各種作業船を保有する事業者は中小零細事業者が多く、軽油を使用する作業船を保有する事業者はが多く、厳しい経営環境下にある。本特例措置が廃止された場合、運航コストが増大し、作業船の確保が困難となる。その結果、効率的な港湾整備や円滑な災害復旧等に支障をきたし、港湾が機能不全に陥り、背後地域の経済及び雇用に甚大な損害を与える恐れがあることから、本特例措置の延長が必要。



### 3. 鉄道事業者等の鉄道用車両等の動力源

輸送量が少なく採算の確保が困難な非電化地方鉄道路線を運行している鉄道事業者及び厳しい経営状況下にある非電化地方鉄道ネットワークの維持とともに、貨物鉄道事業者の経営の安定化と、貨物鉄道サービスの維持及び鉄道貨物輸送の利用促進を通じて、モーダルシフトの推進を図るために、モーダルシフトの延長が必要。



### 4. 建設機械の動力源

災害からの復興や2020年東京五輪開催、国土強靭化に向けたインフラ整備等、円滑に工事を施工し将来にわたる品質や安全性を確保するために、とび・土工工事業者が果たす役割は極めて大きい。そのため、経営基盤が脆弱などび・土工工事業者が事業から撤退することなく引き続き事業を営んでいくことが必要であり、本特例措置の延長が必要。



### 5. 港湾運送に使用される自動車登録を受けない機械及び船舶の動力源

物流分野におけるモーダルシフトの推進及び我が国港湾の国際競争力の強化は、日本経済にとって喫緊の課題。そのためには、港湾における荷役作業の効率化を図るために、港の高能率の荷役機械及びいかだに運用船舶の導入・維持が不可欠であることから、本特例措置の延長が必要。



### 6. 倉庫業者及び鉄道貨物利用運送事業者等のフォークリフト等の動力源

倉庫業者の約9割及び鉄道貨物利用運送事業者の約8割が中小企業で占められ、収益性の低い事業で経営基盤が極めて脆弱であることから、物流の生産性向上を加速し、働き方改革を後押しするために、本特例措置を延長して適用することが必要。



### 7. 空港内において使用される特殊車両の動力源

航空機の受入れに必要不可欠なグランドハンドリング業界は、人手不足等が深刻化するとともに、厳しい経営状況にある。訪日外国人旅行者数の拡大という政府目標達成のために、航空機の受入環境の整備は喫緊の課題であり、本特例措置の延長が必要。



### 8. スキー場のゲレンデ整備車等の動力源

スキー場の振興はリフトを運行する索道事業の経営環境の改善のみならず、スキー場を抱える地域経済の活性化にも重要な役割を果たしている一方で、スキー場の運営者のほとんどが経営の厳しい索道事業者であり、経営環境の改善とスキー場を抱える地域の観光振興を図るために、モーダルシフトの延長が必要。



### 9. 海上保安庁の船舶の動力源

海上保安庁は、海上における治安の確保等、国の根幹的な業務を実施しているところ、我が国周辺海域を巡る状況は一層厳しさを増していることから、海上保安体制強化に関する方針が決定（昨年12月）され、必要な体制の強化を順次進めることとされた。軽油は海上保安庁の船舶の約7割に使用されていることから、同方針に基づき、当庁の業務実施体制に万全を期すため、本特例措置の延長が必要。



## 要望の結果

### 【軽油引|取税】課税免除の内容

結果

現行の措置を3年間（平成30年4月1日～平成33年3月31日）延長する。

# バリアフリー車両に係る特例措置の延長（自動車重量税）

バリアフリー車両に係る自動車重量税の特例措置を延長する。

## 施策の背景

高齢者、障害者を含むすべての人々が安心して生活することができるユニバーサル社会の実現や、2020年（平成32年）の東京オリンピック・パラリンピックの円滑な実施に向けて、バリアフリー車両の普及を加速させていく必要がある。

## 施策の目標

バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」による目標【平成32年度】※[ ]内は平成28年度末の実績  
①ノンステップバス：約70%[現状:53.3%] ②リフト付きバス：約25%[現状:6.0%] ③福祉タクシー(UDタクシー等)：約28,000台[現状:15,128台]

乗合バス事業者（路線定期運行に限る）



【ノンステップバス】



【リフト付きバス】



【ユニバーサルデザインタクシー(UDタクシー)】



## 要望の結果

バリアフリー車両に係る自動車重量税の特例措置について、平成33年3月31日まで延長する。

## 特例措置の内容

ノンステップバス	構造・設備基準に適合した車両の初回分を免税
リフト付きバス	構造・設備基準に適合した車両の初回分を免税
ユニバーサルデザインタクシー(UDタクシー)	バリアフリー性能に優れた車両と認定された車両の初回分を免税

# 鉄道駅等のバリアフリー施設に係る特例措置の延長(固定資産税・都市計画税)

## 駅のバリアフリー施策に係る課税標準の特例措置について2年間延長する。

### 施策の背景

- 高齢化が進む我が国において、高齢者、障害者等の自立した日常生活や社会参加の機会を確保するため、高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動する際の利便性・安全性を高める施策を講じることが喫緊の課題。

【移動等円滑化の促進に関する基本方針】(平成23年3月31日)

一日当たりの利用者数3,000人以上の原則全ての鉄道駅  
<目標年度 平成32年度>

- エレベーター等を設置することを始めとした段差の解消
- ホームドア、可動式ホーム柵、点状ブロックその他の視覚障害者の転落等を防止するための設備の整備

【交通政策基本計画】(平成27年2月13日閣議決定)

大都市等において、高齢者や障害者、妊娠婦等の自立した日常生活や社会生活を確保するため、ホームドアの設置やペビーカーの利用環境改善等、必要な対策を深化特に、視覚障害者団体からの要望が高い鉄道駅及び1日当たりの平均利用者数が10万人以上の鉄道駅について、「移動円滑化の促進に関する基本方針」に則り、ホームドア又は内方線付きJIS規格化点状ブロックによる転落防止設備の優先的な整備<ホームドアの設置数>

2013年度 583駅 → 2020年度 約800駅

- 公共交通機関のバリアフリー化については、施設等の整備・導入時に多大な費用がかかる上、取得した施設等の維持管理にもコストがかかるものではあるが、資産取得後の固定資産税等を減額する本特例措置により、取得に伴う鉄道事業者等の負担が軽減されるため、更なるバリアフリー化施設等の整備・導入に対するインセンティブとなるもの。

### 要望の結果

#### 特例措置の内容

【固定資産税・都市計画税】課税標準を5年間2／3に軽減

- 鉄道事業者等が取得した「ホームドアシステム」及びその設置に係る償却資産

・1日あたり利用者数10万人以上の駅

・1日あたり利用者数10万人以上の駅を含む路線の駅

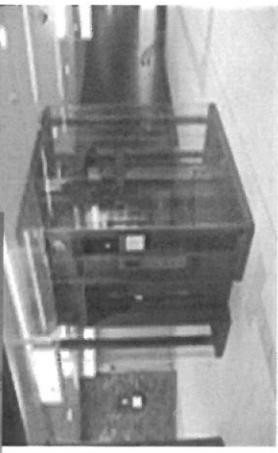
・バリアフリー法に基づく基本構想に位置付けられた駅

- 鉄道事業者等が取得した「エレベーター」及びその設置に係る家屋及び償却資産

・1日あたり利用者数3千人以上の駅

### 結果

- ・現行の措置を2年間(平成30年4月1日～平成32年3月31日)延長する。



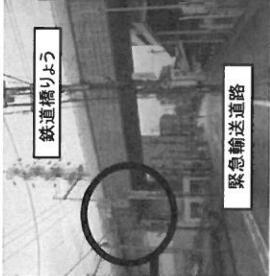
# 鉄道の耐震対策に係る特例措置の拡充・延長(固定資産税)

首都直下地震・南海トラフ地震により取得した鉄道施設に係る課税標準の特例措置について、対象施設を拡充の上、適用期限を2年間延長する。

## 施策の背景

- 首都直下地震・南海トラフ地震については、その切迫性や被害の影響度等の観点から、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となつているため、平成25年4月に耐震補強の実施について努力義務を課す省令を施行し、耐震対策を推進しているところ。
- 行政事業レビュー「公開プロセス」(平成29年6月)において、緊急輸送道路と交差・並走する箇所については目標を設定して実施すべきであるとの指摘を受けたことや、平成28年4月の熊本地震時にロッキング橋脚を有する道路橋が倒壊する被害が見られたことから、耐震対策の着実な実施が求められている。

## 緊急輸送道路と交差・並走する橋りょう等



- ・緊急輸送道路と交差・並走する箇所については、目標期限を設けた受け付けを実施

## ロッキング橋脚を有する橋りょう



- ・熊本地震において、ロッキング橋脚を有する道路橋が倒壊する被害が発生
- ・鉄道橋においても、大地震時に落橋に至る可能性があるため耐震対策を実施

## 要望の結果

### 特例措置の内容

#### 【固定資産税】課税標準を5年間2／3に軽減

##### ・特例対象

首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等における以下の施設

- ①駅(乗降客数1日1万人以上):耐震対策を実施したご線橋やプラットホーム上屋等
- ②路線(片道断面輸送量1日1万人以上又は緊急輸送道路等と交差・並走):耐震対策を実施した高架橋や開削トンネル、落橋防止工を設置した橋りょう

## 結果

- ・対象施設の拡充等を行った上で、適用期限を2年間(平成30年4月1日～平成32年3月31日)延長する。  
〔拡充内容〕路線(片道断面輸送量1日1万人以上又は緊急輸送道路と交差・並走)

- ・耐震対策を実施した高架橋や開削トンネル  
：落橋防止工を設置した橋りょう

## IV. 主要項目以外の項目

### 1. 国土交通省主管

- 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円の特別控除の延長(所得税・法人税・個人住民税・法人住民税等)
- 認定誘導施設等整備事業の公共施設等における課税の特例措置の延長(固定資産税等)
- 土地区画整理事業における誘導施設整備区制度(仮称)の創設に伴う課税の特例措置の拡充(不動産取得税等)
- 高規格堤防整備事業に伴い取得する建替家屋に係る課税標準の特例措置の延長(不動産取得税)
- 特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置の延長(固定資産税)
- 除害施設に係る課税標準の特例措置の延長(固定資産税)
- 既存住宅取得後に耐震改修工事を行う場合における減額措置の拡充(不動産取得税)
- 認定低炭素住宅に係る特例措置の延長(登録免許税)
- マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等の免税措置の延長(登録免許税)
- マンションの建替え等の円滑化に関する法律における施行者又はマンション敷地売却組合が要除却認定マンション及びその敷地を取得する場合の非課税措置の延長(不動産取得税)
- 宅地建物取引業者等が取得する新築住宅の取得日に係る特例措置及び一定の住宅用地に係る税額の減額措置の期間要件を緩和する特例措置の延長(不動産取得税)
- 住宅投資の波及効果に鑑み、これまでの措置の実施状況や今後の住宅市場の動向等を踏まえた住宅市場に係る対策についての所要の措置
- 鉄道事業者等の市街地トンネルに係る非課税措置の拡充(固定資産税)
- 東日本大震災により被災したため従前と異なる場所に鉄道路線が移設される場合における用地取得に係る特例措置の廃止(登録免許税・不動産取得税)

### 2. 他省庁主管

- 技術研究組合の所得計算の特例措置の延長(法人税)
- 公募投資信託等の内外二重課税の調整(所得税・法人税)
- 投資法人が海外で支払う法人税等(外国法人税)に係る導管性判定式の改正(法人税・法人住民税・事業税)
- 産業競争力強化法に基づく事業再編等に係る登録免許税の軽減措置の延長(登録免許税)
- 新たな都市農業振興制度の構築に伴う税制上の措置(相続税)
- 省エネ再エネ高度化投資促進税制の創設(所得税・法人税等)
- 自動車取得税の免税点に係る特例措置の延長(自動車取得税)
- 駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者等に対して支給される職業転換給付金に係る非課税措置等の延長(所得税・個人住民税等)
- 公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置の延長(固定資産税)
- エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除(グリーン投資減税)の廃止(所得税・法人税等)

# 外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充(消費税・地方消費税)

免税販売の下限金額の判定に際し、「一般物品」と「消耗品」の合算が認められることで、外国人旅行者の利便性が向上し、地方も含めた免税店数の更なる増加と外国人旅行消費のより一層の活性化を図る。

## 施策の背景

- 現行では、免税販売のためにには、「一般物品」と「消耗品」のそれぞれで下限額の要件(5,000円以上)を満たす必要
- 他方、外国人旅行者からは、商品購入時の「一般物品」と「消耗品」の判別が難しい等の不満の意見が多数

(参考)「訪日外国人旅行者への実態調査」によれば、免税店を利用した外国人旅行者のうち、約6割が「区分分けの基準がわからず」「2つの区分ごとに購入金額の判定を行うことを知らない」と回答

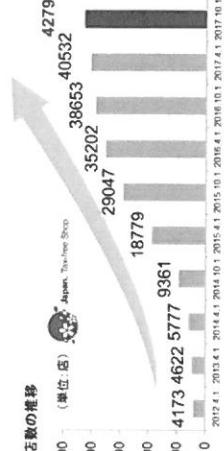
(判別が難しい商品の例) スッキング、電池、万年筆インク等

○また、免税店からも、「合算が認められれば外国人旅行者の『買い増し』が期待できる」との声も多数

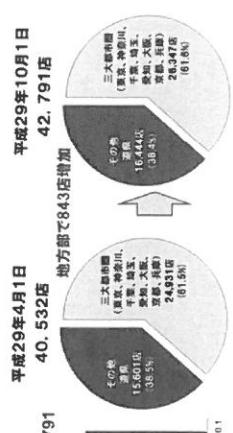
○「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日決定)

- 「観光立国推進基本計画」(平成29年3月28日閣議決定)
  - ・「訪日外国人旅行消費額を2020年8兆円、2030年15兆円とする」「地方における消費税免税店数を2018年に2万店規模へと増加」

## 免税店数の推移



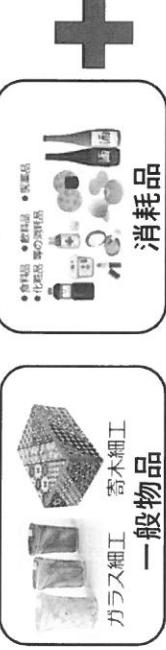
## 三大都市圏と地方圏の免税店数



## 要望の結果

- 免税対象要件について、「一般物品」についても特殊包装を行う等を条件に、「一般物品」と「消耗品」の合算を認める措置を講ずる。

〈現行〉



〈追加〉



## これまでの消費税免税制度の拡充

〈第一弾〉(2014年10月運用開始)

- ・一般物品に加え、消耗品も消費税の免税対象に追加

〈第二弾〉(2015年4月運用開始)

- ・免税手続きの第三者への委託を可能とし、一括カウンターの設置等

〈第三弾〉(2016年5月運用開始)

- ・一般物品の購入下限額引き下げ
- ・購入者誓約書の電磁的記録による保存等

〈参考: 消費税免税制度〉(2017年10月運用開始)

- ・免税店の許可を受けた酒類製造場における酒類の販売について、消費税に加え酒税を免税とする制度の創設

※ 現行でも一般物品と消耗品が1つの商品を構成している場合には、消耗品の購入方法によることとされている。

# 外国人旅行者向け免税制度における手続きの電子化(消費税・酒税・地方消費税)

○現行では、外国人旅行者は免税店において旅券に購入記録票の貼り付け、割印を受けることが免税販売の要件

## 施策の背景

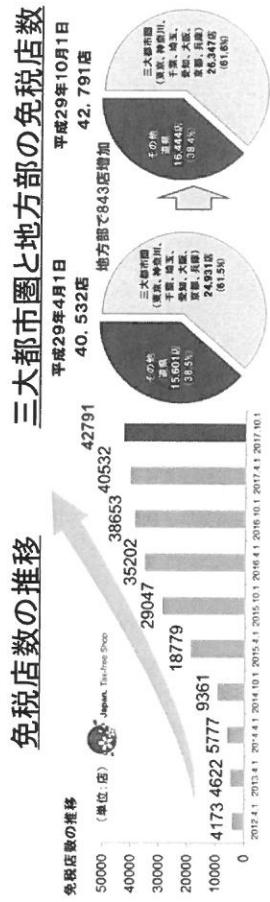
- 他方、外国人旅行者からは、「購入記録票が貼られた結果、パスポートが分厚くなつた」等の声が多數

- (参考)「訪日外国人旅行者への実態調査」によれば、免税店を利用した外国人旅行者のうち、約7割が「購入記録票が貼られた結果、パスポートが分厚くなつた」または「パスポートに貼付していた購入記録票が破れた、または剥がれた」と回答

- また、免税店からも、「購入記録票をパスポートに貼付、割印する手続きに時間がかかる」との声も多數



- 「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日決定)  
○「観光立国推進基本計画」(平成29年3月28日閣議決定)  
・訪日外国人旅行消費額を2020年8兆円、2030年15兆円とする  
・地方における消費税免税店数を2018年に2万店規模へと増加



## これまでの消費税免税制度の拡充

### 〈第一弾〉(2014年10月運用開始)

- ・一般物品に加え、消耗品も消費税の免税対象に追加

### 〈第二弾〉(2015年4月運用開始)

- ・免税手続きの第三者への委託を可能とし、  
　　- 活カウンターの設置等

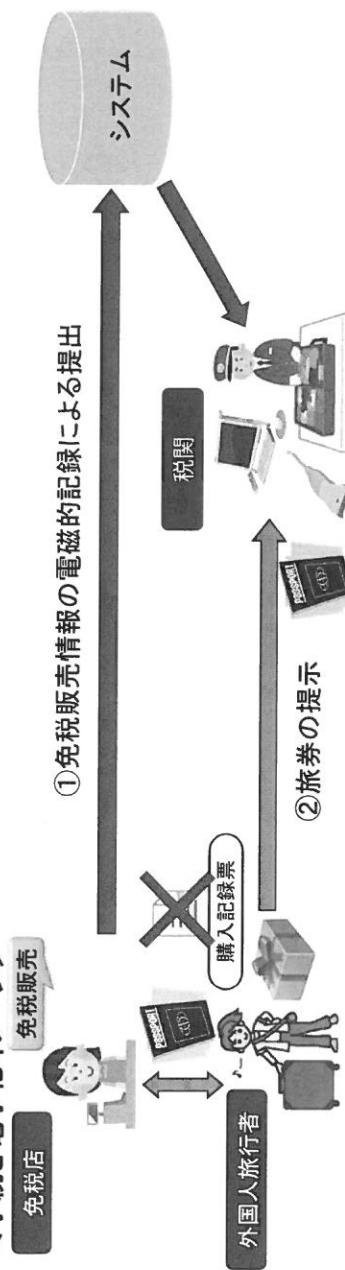
### 〈第三弾〉(2016年5月運用開始)

- ・一般物品の購入下限額引き下げ  
・購入者誓約書の電磁的記録による保存等
- (参考: 酒税免税制度) (2017年10月運用開始)  
・免税店の許可を受けた酒類製造場における  
　　- 酒類の販売について、消費税に加え酒税を  
　　免稅とする制度の創設

## 要望の結果

- ①現行の「購入記録票への貼付け、割印」に代え、「免税販売情報の電磁的記録による提出」を免税販売の要件とする。  
②現行の「購入記録票の税関への提出義務」を「税関での旅券の提示義務」に代える。

## 手続き電子化イメージ>



# 次世代の観光立国実現に向けた観光促進のための国際観光旅客税（仮称）の創設

## 観光立国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図る観点から、観光促進のための税として国際観光旅客税（仮称）を創設する。

### 要望の結果

- ▶ 観光促進のための税として、国際観光旅客税（仮称）を創設し、平成31年1月7日以後の出国旅客に定額・一律（1,000円）の負担を求めるることにより、高次元の観光施策のための財源を確保。
- ▶ 2020年訪日外国人客4,000万人目標等に向け、ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備、我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化及び地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験・滞在の満足度の向上に資する施策に財源を充当。

### 背景・概要

- ◆ 次世代の観光立国実現のための観光財源のあり方検討会「中間とりまとめ」  
(抜粋) (平成29年11月9日)
- ▶ 訪日外国人旅行者2020年4,000万人等の目標達成に向け、①ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備、②我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化、③地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験・滞在の満足度向上の3つの分野に観光財源を充当する。
  - ▶ 財源を充当する施策は、①受益と負担の関係から負担者の納得が得られるごと、②先進性が高く費用対効果が高い取組みであること、③地方創生をはじめとする我が国が直面する重要な政策課題に合致すること。

### 概要>

納税義務者	航空機又は船舶により出国する旅客
非課税等	・航空機又は船舶の乗員 ・強制退去等 ・公用機又は公用船(政府専用機等)により出国する者 ・乗継旅客(入国後24時間以内に出国する者) ・外国間を航行中に、天候その他の理由により本邦に緊急着陸等した者 ・本邦から出港したが、天候その他の理由により本邦に帰ってきた者 ・2歳未満の者 (注)本邦に派遣された外交官等の一一定の出国については、本税を課さないこととする。
税率	出国1回につき1,000円
徵収・納付	①国際運送事業を営む者は、旅客から徴収し、翌々月末までに国に納付 ②旅客による納付(プライベートジェット等による出国の場合) 旅客は、航空機等に搭乗等する時までに国に納付
適用時期	平成31年1月7日(月)以後の出国に適用 (同日前に締結された運送契約による国際運送事業に係る一定の出国を除く)

### 財源の用途

- ▶ 2020年訪日外国人客4,000万人目標等に向け、ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備、我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化及び地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験・滞在の満足度の向上に資する施策に財源を充当。

&lt;現状&gt;



入国時の状況（那覇空港）



定期航路ターミナル内でのCIQ待ち状況



出国時の状況（中部空港）

出発  
arrival  
到着  
Departure  
輸送センターによる審査時間の短縮

H29.10運用開始（羽田空港）

・手続・導線全体の効率化  
・ICカード  
・簡易化  
・自動化  
・スマートセキュリティ  
・保安検査の円滑化  
・CIQの革新  
・チェックイン等の簡略化・自動化  
・具体的な実証データによる審査時間の短縮

【参考】IATA（国際航空輸送協会）目標：2020年までに出港は出発ロビーから免税店TJワールドまで30分